

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成31年1月16日答申分

○答申の概要

- | | |
|-----------------------|----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとするもの | 1件 |
| 厚生年金保険関係 | 1件 |
| (2)年金記録の訂正を不要としたもの | 1件 |
| 国民年金関係 | 1件 |

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1800384号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1800097号

第1 結論

- 1 請求者のA社B支店(現在は、A社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和50年6月1日から同年5月8日に訂正し、同年5月の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

昭和50年5月8日から同年6月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和50年5月8日から同年6月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 請求者のA社B支店における昭和50年6月1日から同年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。昭和50年6月から同年9月までの標準報酬月額については6万8,000円から11万8,000円とする。

昭和50年6月から同年9月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和50年6月から同年9月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和50年5月8日から同年10月1日まで

年金記録によるとA社本社の部品部営業課からA社B支店に属するC事業所に転勤した時期である昭和50年5月が、厚生年金保険被保険者期間となっていないが、当該期間も私の勤務は継続しており、厚生年金保険料は引き続き給与より控除されていた。また、当該転勤に際して、給与面に変更はなく、転勤後も引き続き転勤前と同額程度の給与が支払われていたはずである。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間のうち昭和 50 年 5 月 8 日から同年 6 月 1 日までの期間について、請求者に係る事業主の回答、事業主が保管する人事記録、健康保険組合の記録、雇用保険の加入記録並びに請求者が所持する「退職金、及び退職精算のお知らせ（確定給付企業年金一時金裁定・支払通知書）」及び事業主から贈られた感謝状から判断すると、請求者は、当該期間においてA社に継続して勤務し（A社本社から同社B支店に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、異動日（A社B支店における請求者の厚生年金保険被保険者資格取得年月日）については、健康保険組合の記録から昭和 50 年 5 月 8 日とすることが妥当である。

昭和 50 年 5 月の標準報酬月額については、請求者に係る健康保険組合の記録、雇用保険の加入記録、事業主の回答及び日本年金機構の回答から、11 万 8,000 円とすることが必要である。

2 請求期間のうち昭和 50 年 6 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間について、請求者の健康保険組合の記録によると、当該期間における標準報酬月額は、11 万 8,000 円と記録されていることが確認できる上、日本年金機構は、請求者はA社B支店において上記1のとおり昭和 50 年 5 月 8 日に厚生年金保険被保険者資格を取得していると考えられ、当該期間に係る標準報酬月額は資格取得時に決定された標準報酬月額が記録されることから、当該資格取得時の標準報酬月額は上記1のとおり 11 万 8,000 円とすることから、請求者の昭和 50 年 6 月から同年 9 月までの期間の標準報酬月額について、11 万 8,000 円とすることが妥当である旨回答している。

また、事業主は、請求期間当時、転勤前の事業所及び転勤後の事業所に係る給与計算は、A社本社で行っていたと考えられ、転勤後の事業所においても、請求者の給与から請求期間に係る厚生年金保険料を転勤前の事業所における資格喪失時（昭和 50 年 5 月 8 日）の標準報酬月額（11 万 8,000 円）に基づく額で引き続き控除していたと考えられる旨回答していることから、請求者の昭和 50 年 6 月から同年 9 月までの期間に係る標準報酬月額について、11 万 8,000 円とすることが必要である。

3 事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料（昭和 50 年 6 月から同年 9 月までの期間については訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。））を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求内容どおりの資格取得年月日及び資格取得時報酬を記載した厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、当該厚生年金保険料を納付したか否かについて、不明と回答しているところ、これらを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求者の請求内容どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1800402号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1800028号

第1 結論

昭和36年10月から平成9年*月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和36年10月から平成9年*月まで

私の母は、私が結婚する前に、A町(現在は、B市)役場で私の国民年金の加入手続きを行ってくれた。私は、昭和36年4月に結婚式を挙げた後、同年5月頃にC市に転居した。その後、D町(現在は、D市)及びE市(現在は、F市)に転居した際も、送付されてきていた国民年金保険料の納付書を使用して、金融機関で保険料を1か月分ずつ納付していた記憶がある。

昭和36年4月から同年9月までの期間だけしか国民年金保険料を納付していなかったということはないので、調査の上、請求期間の記録を保険料納付済期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求者の母親が、A町役場において請求者の国民年金の加入手続きを行ってくれたとしているところ、請求者の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿(以下「払出簿」という。)により、昭和35年11月30日にA町において払い出され、同町において作成されていた国民年金被保険者名簿において、請求期間直前の昭和36年4月から同年9月までの期間に係る国民年金保険料が納付されていることが確認できる。

しかしながら、請求者は、C市、D町及びE市に居住していた際に、送付されてきていた国民年金保険料の納付書を使用し、1か月分ずつ金融機関で保険料を納付していたとしているが、請求者がC市及びD町に居住していたとする昭和36年5月頃から昭和45年秋頃までの期間について、C市及びD市は、保険料を納付書により金融機関等で納付する方式ではなかった旨回答しており、請求者の主張する納付方法では、当該期間の保険料を納付することはできない。

また、F市は、戸籍の附票により請求者が昭和45年10月11日から居住していたことが確認できるE市において、同年4月から国民年金保険料を納付書により金融機関等で納付する方式であったものの、1か月分ずつ保険料を納付することができるようになった時期は昭和60年4月である旨回答しており、昭和45年10月から昭和60年3月までの期間については、1

か月分ずつ保険料を納付したとする請求者の主張と相違している。

さらに、請求期間は*か月と長期間であり、請求者は、現在国民年金保険料を納付したと記録されている昭和 36 年 4 月から同年 9 月までの期間以外にも保険料を納付していた記憶はあるとしているものの、具体的な陳述は得られず、C市、D市及びF市は、請求者に係る国民年金の資料は保管されていないと回答していることから、当時の納付状況は不明である上、これら複数の行政機関において請求者の国民年金保険料に係る記録管理を続けて誤ったとは考え難い。

加えて、請求者は、A町からC市への転居、C市からD町への転居及びD町からE市への転居の際に、国民年金の住所変更手続を行ったかわからない旨陳述しているところ、A町において作成されていた国民年金被保険者名簿及び日本年金機構が管理している国民年金被保険者台帳において、請求者はA町からE市へ昭和 45 年 10 月に転出した旨記載されており、C市及びD町において請求者が国民年金の住所変更手続を行ったことが確認できない上、不在被保険者（転出先が不明等住所が不明な被保険者）として管理されていたことを示す記載が確認できる。

また、オンライン記録上、請求者は、紙媒体による記録管理からオンラインによる記録管理に移行した昭和 59 年以降、平成 26 年 7 月までの期間において不在被保険者として管理されていたことから、請求者に対し、当該期間に係る国民年金保険料の納付書が発行されていたとは考え難い。

さらに、請求者は、C市に居住していた際に、夫の国民年金手帳と一緒に自身にも水色の国民年金手帳が送付されてきた記憶がある旨陳述しており、請求者の夫の国民年金手帳記号番号は、昭和 36 年 12 月 25 日にC市において払い出されていることが払出簿により確認できるが、同払出簿において、請求者の夫と同日に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できる 635 名の中に、請求者の氏名は確認できず、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより氏名検索を行ったが、請求者に対し、請求期間当時に別の国民年金手帳記号番号（平成 9 年 1 月以降は基礎年金番号）が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。